

海運利用トライアル事業 Q&A

| | |
|---|---|
| 申請から補助金支払いまでの流れは。 | 2 |
| 補助対象となる事業は。 | 2 |
| 協働する物流事業者とは。 | 3 |
| 企業以外の個人事業主や団体（JA等）は補助対象となるか。 | 3 |
| 事業所（営業所、工場等）、部署単位での申請は可能か。 | 3 |
| 混載貨物の輸送は補助対象となるか。 | 3 |
| 複数の物流事業者を使って貨物輸送をしており、一部の物流事業者は海上輸送をしているが、 物流事業者単位で新たに陸送から海上輸送に転換した場合は、補助対象となるか。 | 3 |
| 実績が事業計画を下回った上、補助金の下限額を下回ったがどうすれば良いか。 | 3 |
| 実績が事業計画より上回った場合、交付決定額から増額が可能か。 | 3 |
| 荷主企業の物流子会社であるが、補助対象者となるか。 | 3 |
| 国や都道府県、市区町村等が実施する補助事業と併用することは可能か。 | 3 |
| 補助の基準となる日付は、貨物輸送のどの時点か。 | 4 |
| 様式の電子データはどこか。 | 4 |
| 押印省略時の県の担当者と上席のメールアドレスはどれか。 | 4 |

申請から補助金支払いまでの流れは。

- 【事業者→県】 補助金の交付申請書の提出
- 【県→事業者】 補助金の交付決定通知
- 【事業者】 補助事業の開始
- 【事業者】 補助事業の完了
- （※補助金額が変更となる場合）
- 【事業者→県】 変更承認申請書
- 【県→事業者】 変更承認通知
- 【事業者→県】 実績報告書の提出
- 【県→事業者】 補助金の額の確定通知
- 【事業者→県】 精算払請求書
- 【県→事業者】 補助金の振込（請求書受領後、30日以内）

補助対象となる事業は。

県内航路を利用した輸送貨物で、以下のいずれかに該当する場合、対象となります。

- (1) フェリー航路、RORO船航路、内貿コンテナ航路
 - ①申請日以前一年間に輸送実績のない県内各航路を利用する事業
- (2) 外貿コンテナ航路（内航フィーダー航路含む）
 - 国内を陸上輸送していた外貿貨物のうち
 - ①県内港の内航フィーダー航路を利用する事業
 - ②県外港から県内港に転換して利用する事業

※例示

| 種 別 | 例 示 |
|--|--|
| (1) | <ul style="list-style-type: none"> ・新規取引先の貨物輸送について、県内各航路を利用。 ・これまで陸送していた関西や九州向け貨物について、県内フェリー航路を利用。 ・これまで県外フェリー航路を利用し輸送していた関東向け貨物について、県内RORO船航路の利用に転換。 ・九州向け貨物は県内フェリー航路を利用しているが、これまで陸送していた関西向け貨物について県内各航路を利用。 |
| (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・県外港まで陸送して輸出（県外港から輸入して陸送）する貨物について、県内港発着の内航フィーダー航路を利用。 ・県外港まで陸送して輸出（県外港から輸入して陸送）していた貨物について、県内港からの輸出入に転換 |
| 対象外事業 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・同一貨物について、現在利用している県内各航路から別の県内各航路へ転換。 ・新規輸出入について県内港からの外貿航路を利用。 | |

協働する物流事業者とは。

補助対象事業で貨物を輸送する事業者（貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫業者を含む。）になります。

企業以外の個人事業主や団体（JA等）は補助対象となるか。

団体（JA等）は補助対象になりますが、個人事業主は補助対象外です。

事業所（営業所、工場等）、部署単位での申請は可能か。

補助金は事業所単位ではなく法人（事業主）単位の申請としてください。（事業所等からの申請は不可）。県内に複数の事業所等がある場合は、本社が取りまとめの上、申請してください。

混載貨物の輸送は補助対象となるか。

混載貨物は補助対象外です。

複数の物流事業者を使って貨物輸送をしており、一部の物流事業者は海上輸送をしているが、物流事業者単位で新たに陸送から海上輸送に転換した場合は、補助対象となるか。（9/10追加）

対象とします。

実績が事業計画を下回った上、補助金の下限額を下回ったがどうすれば良いか。

補助対象外となりますので、事業廃止（中止）申請書を提出してください。

実績が事業計画より上回った場合、交付決定額から増額が可能か。

予算及び上限額の範囲内で交付決定額からの増額が可能です。実績が上回る可能性がある場合は、速やかにご連絡ください。

荷主企業の物流子会社であるが、補助対象者となるか。

当該荷主企業の実質的な物流部門とみなせる場合は、補助対象者として検討しますので、申請前にご相談ください。

国や都道府県、市区町村等が実施する補助事業と併用することは可能か。

国や自治体、団体が実施する補助事業とは併用不可です。ただし、海上輸送費を対象経費に含めない補助金については併用可能とします。

補助の基準となる日付は、貨物輸送のどの時点か。

対象となる県内航路の利用日を基準日とします。また、外貿コンテナ航路の場合は、船舶の着岸/離岸日を基準日とします。

様式の電子データはどこか。

愛媛県公式ホームページからダウンロード可能です。愛媛県公式ホームページの検索で「海運利用トライアル事業」と検索してください。

押印省略時の県の担当者と上席のメールアドレスはどれか。

以下のとおりです。

| | | | |
|-----|----------|----|---------------------------------|
| 担当者 | 愛媛県企業立地課 | 齋藤 | saitou-kazuki@pref.ehime.lg.jp |
| 上席 | // | 高橋 | takahashi-koji@pref.ehime.lg.jp |